

豊能町庁舎整備(耐震化)方針

令和7年3月

豊能町

はじめに

現在の役場本庁舎（１期棟）は、昭和４０年に建築され、その後、人口の増加や複雑多様化する行政サービスに対応するため増改築を行い、昭和５２年に２期棟を、平成７年に３期棟をそれぞれ増築してきました。

しかしながら、本庁舎のうち１期棟及び２期棟は、当初の建築から相当の年月が経過しているため老朽化が進むとともに、平成２６年度に行った耐震診断の結果において耐震基準を大きく下回ることが判明しました。

また、平成２８年に発生した熊本地震では、熊本県内の５市町において、本庁舎が被災したことにより業務が一時的に停止し、災害活動に支障が生じるなど、防災拠点としての役割が果たせない状況となったため、本庁舎の整備は全国的な課題となっており、本町においても、耐震化を含む庁舎整備は、喫緊の重要課題となっています。

そのため、本庁舎の現状や課題を整理し、庁舎整備の方向性を検討することとし、平成３０年３月に「豊能町本庁舎整備基本構想（以下「基本構想」という。）」を作成し、本町で考えられる具体的な想定により比較検討を行い、課題を整理するとともに、庁舎のあり方については、公共施設の再編と併せて検討し、方針を示すこととなりました。

その後、町では、令和２年８月の総合教育会議において、東西それぞれの地区で義務教育学校を開校することを決定し、現在、令和８年４月の開校に向け校舎の改修など施設整備を進めており、さらに、令和５年６月には「豊能町公共施設再編に関する基本方針」を策定し、東西それぞれの地区で、公共施設の再編に向けた基本計画や基本設計の作成に取り組んでいるところです。

しかしながら、公共施設再編に関する基本方針は、令和５年１月に取りまとめられた豊能町公共施設検討委員会の最終報告書を基に、町の公共施設再編に関する考え方を整理したもので、検討委員会では、本庁舎は検討の対象とされていなかったため、基本方針においても、庁舎のあり方については示さなかったところです。

一方で、この間、町においては、役場本庁舎周辺で進められてきた義務教育学校の整備や公共施設の再編に向けた取り組み、また、これまでに策定された基本構想や道の駅基本構想の取り扱いについて改めて整理し、その対応を検討してまいりました。

こうした状況の中、令和５年１１月に議会から、役場本庁について、建て替え、耐震化、移転など方向性を早急に示すよう提言もあり、町として、東地区の将来を見据え、学校と地域をともに発展させていくため、東能勢中学校の敷地を含めたまちづくりに関する考えについて住民や保護者の皆さんにお示しし、ご理解いただくよう努めてまいりました。

その後、令和６年８月の総合教育会議において、東地区の義務教育学校の場所を東能勢小学校とすることを方針としたものであり、こうした経過等を踏まえ、このたび、次のとおり、本庁舎整備（耐震化）に関する考え方を整理し方針とするものです。

庁舎整備(耐震化)方針について

1. 現状と課題

(1) 庁舎の老朽化

本庁舎の建築時期は3期に分かれており、国道423号に面した2階建ての庁舎(1期棟)は昭和40年建築で築60年、東能勢中学校に面した2階建ての庁舎(2期棟)は昭和52年建築で築48年がそれぞれ経過しており、建物はもとより設備も老朽化している。

また、3階建ての庁舎についても、平成7年建築で築30年が経過しており、建物及び整備の老朽化が進んでいる。

庁舎については、建設されてから30年～60年が経過し、老朽化による雨漏りが多くの箇所で生じており、その都度防水補修を行っているが、完全に復旧することは困難となっている。また、夏場に空調が停止し業務に支障が生じることもあり、空調や電気設備等については、機能を維持するために必要な最小限度の修理を行いながら使用しているところである。

(2) 耐震性の不足

役所や役場の庁舎については、平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震、令和6年1月の能登半島地震など大規模地震の発生により、防災拠点としての重要性が改めて認識されている。

本町においても、今後、南海トラフ巨大地震や有馬高槻断層帯地震などの大規模地震の発生が予想されることから、大規模地震に備え、行政サービス機能の継続を可能とする施設や設備等を確保することは、町民の安心・安全を守るうえで重要かつ不可欠なものとなっている。

しかしながら、平成26年度に行った耐震診断の結果では、本庁舎の1期棟及び2期棟は耐震補強が必要な建物と評価されており、大規模地震等の災害時に災害対策拠点としての機能が果たせず、災害対応に大きな支障が生じることが懸念されている。

なお、本庁舎の概要と耐震性については次のとおりである。

名 称	構造階数	延床面積	建設年次	I s 値
1期棟(道路側)	R C造2階建	617 m ²	昭和40年	0.31
2期棟(学校側)	鉄骨造2階建	642 m ²	昭和52年	0.24
3期棟	鉄骨造3階建	1,391 m ²	平成7年	—
計		2,650 m ²	—	—

○構造耐震指標(I s 値)について(震度6～7程度の地震に対する目安)

I s 値	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性	評 価
0.3 未満	倒壊し又は崩落する危険性が高い	早急に補強が必要
0.3 以上 0.6 未満	倒壊し又は崩落する危険性がある	補強が必要
0.6 以上	倒壊し又は崩落する危険性が低い	—

※役場は I s 値 0.75 以上、災害対策拠点となる施設は I s 値 0.9 以上が必要

(3) 執務スペースや窓口相談スペース等の不足

本庁舎は、業務の増加や複雑多様化に対応するため、これまで増築を行ってきたところであるが、計画的に整備されたものではないことから、来庁者には分かりづらい構造や配置となっている。また、職員数に比べると執務スペースが狭く、来庁者の窓口相談スペースも十分確保できていないと言えず、会議室や書庫も不足している。

さらに、災害対策室や備蓄スペース等の災害対策機能や町民が交流し、多目的に利用できるスペース等の町民交流機能も不足している。

(4) 駐車場の問題

駐車場が狭く、来庁者の庁舎までの動線が確保できておらず、来庁者の安全性が十分に確保されていない。また、来庁者のほとんどが車を利用しているため、会議や税の申告など混雑時に駐車場が不足し、来庁者に不便を強いる状況も見受けられる。

2. 庁舎整備の考え方

(1) 町民の安心・安全の確保

庁舎には大規模地震等の災害発生時に住民の安全を守る大きな役割があるため、防災拠点としての役割を果たすよう耐震化を図るとともに、災害対策機能を充実し、町民の安心・安全の確保を図る。

(2) 利便性と行政サービスの向上

相談コーナーや窓口カウンターを充実するなど来庁者の利便性の向上を図るとともに、会議室や書庫を含め執務スペースを十分に確保し、行政サービスや業務効率の向上を図る。

(3) にぎわいの創出とまちの活性化

まちの魅力を発信し、町民をはじめ多様な人が交流できるスペースを設けるなど、情報発信機能や町民交流機能、地域連携機能を充実し、にぎわいの創出とまちの活性化を図る。

3. 庁舎に求められる機能

(1) 防災機能

- ・災害対策活動の拠点として求められる耐震性の確保
- ・災害対策室の整備等、災害対策機能の充実
- ・防災管理拠点として備蓄スペースや自家発電設備等の整備

(2) 窓口機能

- ・窓口環境の充実と待合スペースの確保
- ・プライバシーに配慮した相談コーナーやカウンターの設置
- ・関連窓口の集約等、利便性の高い窓口機能の整備

(3) 執務機能

- ・快適で効率的な執務環境の確保
- ・作業スペースや打ち合わせスペースの確保
- ・収納スペースや会議スペースの確保

(4) 議会機能

- ・本会議や各委員会における傍聴等、町民に開かれた議会機能の確保
- ・車いす利用者等が利用しやすい環境の整備

(5) 町民交流機能

- ・町民交流やにぎわいの生まれるスペースの確保
- ・情報発信、情報提供機能の充実

(6) その他の機能

- ・車両と歩行者の動線の分離による来庁者の安全性の確保

4. 庁舎の必要面積

(1) 庁舎の規模算定の基礎指標

① 想定人口

本町の人口は、令和6年9月末で約17,900人であり、国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計による将来人口は、令和12年は約14,500人、令和22年は約10,400人、令和32年は約7,100人となっており、今後も人口減少が続くことが予想される。

② 想定職員数

人口の減少は続くものの、少子高齢化が進展し行政需要が複雑化し多様化する中で、新たな行政課題に対応するため、一定の職員数は必要と考えられる。

東西それぞれの地区において、これまで提供してきた住民サービスを維持することを前提とし、東西それぞれの地区で庁舎を整備する場合の職員数を次のとおり算定した。

(職員数)

本庁の場所	人 数	説 明
東地区	職員 116 人	現在本庁舎に勤務する職員数 ※特別職、会計年度職員を含む
	議員 12 人	議員定数
西地区	職員 124 人	上記の職員数に、これまでの住民サービスの維持に必要な職員数を増減したもの
	議員 12 人	議員定数

今後の公共施設再編における施設管理等の検討状況や行財政改革による職員数の見直し等により不確定な要素もあるが、上記の内容を踏まえ、庁舎規模を算定するにあたって基本となる職員数を120人、議員数を12人として設定する。

(2) 庁舎規模の算定

庁舎の延べ床面積等を算定する方法として、次の方法が考えられる。

- ① 総務省「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」を参考とした方法
※平成23年度に廃止
- ② 総務省「令和6年度地方債同意等基準運用要綱」を参考とした方法
- ③ 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」を参考とした方法

① 総務省「平成22年度地方債同意等基準運用要綱」を参考とした方法

庁舎の建設にあたって、財源として地方債の発行が認められており、庁舎面積の基準として、総務省の地方債同意等基準運用要綱に、起債対象となる面積が示されている。

ただし、総務省が示す面積には、災害対策機能や町民の交流機能、福利厚生機能等に係る面積が含まれていないため、総務省の基準により求めた面積にそうした機能の面積を加算する必要がある。

※算定面積（平成22年度地方債同意等基準運用要綱）

	試 算 面 積					固 有 面 積				計 (㎡)
	事務室	倉庫	会議室	玄関等	議 会 関 係	災 害 対 策	町 民 交 流	業 務 支 援	福 利 厚 生	
面 積	932.9	121.3	840.0	757.6	420.0	350.0	150.0	300.0	100.0	3971.8

※ 算定方法の詳細は別紙1のとおり

※ 固有面積は基本構想を参考に記載

② 総務省「令和6年度地方債同意等基準運用要綱」を参考とした方法

原則として、移転前面積が入居職員数に職員一人当たり面積（35.3㎡）を乗じて得た面積を下回る場合は、当該面積を上限として、起債対象事業費を算出するものである。

$$\text{入居職員数} 120 \text{人} \times 35.3 \text{㎡} = 4,236 \text{㎡}$$

③ 国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」を参考とした方法

国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準で、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を算定するものである。

ただし、国土交通省が示す面積には、議会機能や災害対策機能、町民の交流機能、福利厚生機能等に係る面積が含まれていないため、国土交通省の基準により求めた面積にそうした機能の面積を加算する必要がある。

※算定面積

	試算面積					固有面積					計 (㎡)
	事務室	倉庫	会議室	玄関等	その他	議会 関係	災害 対策	町民 交流	業務 支援	福利 厚生	
面積	885.7	104.7	52.8	752.1	497.5	420.0	350.0	150.0	300.0	100.0	3612.8

※算定方法の詳細は別紙2のとおり

※固有面積のうち議会関係は①で算定した面積とし、その他は基本構想を参考に記載

(3) 庁舎の規模

新たな庁舎には、サーバ室や相談室など業務支援に関する面積のほか、現庁舎で整備されていない災害対策機能や町民の交流機能を確保する必要があること、また、事務室や会議室等が手狭となっている現状を踏まえ、新たな庁舎の規模は3,600㎡から4,000㎡程度を想定することとする。

5. 庁舎の整備方法

基本構想で検討された庁舎の整備方法は次のとおりである。

庁舎の整備方法としては、(1)現庁舎を改修する方法、(2)既存施設(学校)を改修する方法、(3)町有地に新庁舎を建設する方法があげられる。

なお、基本構想で検討された庁舎の整備方法のうち、旧双葉保育所施設を利用する案は、旧双葉保育所施設が公共施設再編整備に併せて解体撤去されるため除外した。

(1) 現庁舎を改修する方法

○ 現庁舎の耐震補強

1期棟及び2期棟について耐震補強改修を行い、原状回復するもので、工事期間中、他の場所に本庁機能を移す必要がある。

○ 現庁舎の建替え

1期棟及び2期棟を解体し、同じ場所に新庁舎を建設するもので、工事期間中、他の場所に本庁機能を移す必要がある。

なお、いずれの場合も、3期棟は耐震性に問題がないため現状維持とし、老朽化改善のための改修工事を行う。

(2) 既存施設（学校）を改修する方法

○ 東地区の既存施設（学校）の改修

現庁舎は全て解体し、東地区の学校を庁舎として整備する。吉川支所は現状維持とする。

○ 西地区の既存施設（学校）の改修

西地区の学校を庁舎として整備する。現庁舎のうち1期棟・2期棟を解体するとともに、3期棟を改修し、東地区に証明書等を自動交付する機能を残す。

(3) 町有地に新庁舎を建設する方法

○ 東地区の町有地に新設

東地区の町有地（例：スポーツ広場）に新庁舎を建設する。現庁舎は全て解体し、吉川支所は現状維持とする。

○ 西地区の町有地に新設

西地区の町有地（例：ふれあい広場）に新庁舎を建設する。現庁舎のうち1期棟・2期棟を解体するとともに、3期棟を改修し、東地区に証明書等を自動交付する機能を残す。

6. 概算工事費

それぞれの案に係る概算工事費は別紙3のとおりであるが、概算工事費に関しては、平成30年3月に基本構想を策定するにあたり、公共施設等の更新費用の推計資料等を基に算定された当時のものであり、その後の労務費や建設資材費の高騰等による影響を反映したものではない。

工事費に関しては、この間、基本構想の策定当時に比べ上昇しており、今後さらに上昇するものと考えられるが、今回、それぞれの整備方法に要する凡その工事費について比較検討するため示したものである。

7. 庁舎整備方法の検討

(1) 基本的な考え方

① 住民サービスの維持

本町は、地理的に東西に大きく分かれていることから、これまで、東地区の本庁舎において住民サービスを提供する一方で、西地区の吉川支所や保健福祉センター等において、住民票や印鑑証明書の発行、健康保険や介護保険に関する手続き、福祉相談、健康診査、予防接種などのサービスを提供してきたところである。

基本構想では、西地区に庁舎を整備する場合、東地区に証明書等を自動交付する機能を残すとされているが、町の地理的な状況やこれまで住民サービスを提供してきた状況を踏まえると、庁舎を整備しない地区においても、これまで提供してきたサービスは維持する必要がある。

② 財政負担の低減

町では、現在、東西それぞれの地区で、義務教育学校の開校に向けた施設整備や公共施設再編整備に関する基本計画等の策定に取り組んでいるところであるが、こうした事業には多額の費用が必要となるため、庁舎の整備にあたっては、できる限り費用の低減を図る必要がある。

特に、庁舎整備については、国の補助金や有利な財政支援措置（過疎対策事業債）が活用できず、町の実質的な負担が大きくなるため、より一層、財政負担の低減に努める必要がある。

③ 求められる機能の確保

現庁舎は、国の基準により算定される規模に比べると手狭であり、防災機能や町民交流機能が確保されておらず、また、窓口機能や執務機能も十分確保されているとは言えない状況にある。そのため、こうした機能を果たすために必要な面積を確保する必要がある。

(2) 検討

① 現庁舎を改修する方法

- ・ 現庁舎（1期棟・2期棟）を耐震補強したとしても庁舎の面積は変わらないため、執務室や会議室の不足が解消されず、防災機能や町民交流機能といった庁舎に求められる機能を満たすことも難しいと考えられる。また、庁舎の一部は耐用年数を超えており、老朽化対策にも限りがある。
- ・ 現庁舎を解体し、同じ場所に庁舎を増築する場合、新たに庁舎を建設することとなるため、工事費が高額となり、また、庁舎整備には過疎対策事業債が活用できないため、実質的な財政負担も大きくなる。
- ・ 現庁舎を解体し、同じ場所に庁舎を増築する場合、新たな庁舎が完成す

るまでの間、仮庁舎への移転が必要となる。

② 既存施設（学校）を改修する方法

- ・ 西地区の既存施設（学校）を改修する場合、令和８年３月末で閉校となる３小学校の施設を対象に検討することとなるが、いずれの学校も西地区の中心部から離れており、坂道も多いため、住民の利便性の低下が懸念される。そのため、吉川支所を含め住民サービスの提供の在り方について検討する必要がある。
- ・ 西地区の既存施設（学校）を改修する場合、東地区における住民サービスの提供の在り方を検討する必要がある。
- ・ なお、それぞれの学校施設の面積は次のとおりである。

	吉川小	光風台小	東ときわ台小	東能勢小	東能勢中
校 舎	3, 600 m ²	6, 316 m ²	4, 695 m ²	4, 798 m ²	3, 749 m ²
体育館	820 m ²	1, 047 m ²	1, 081 m ²	962 m ²	699 m ²

③ 町有地に新庁舎を建設する方法

- ・ 町有地に新たに庁舎を建設する場合、他の方法に比べ工事費が高額となり、また、庁舎整備には国の補助金や有利な財政支援措置（過疎対策事業債）が活用できないため、実質的な財政負担も大きくなる。
- ・ 東西いずれかの地区で新たに庁舎を建設する場合、改めて他方の地区における住民サービスの提供の在り方を検討する必要がある。

8. 庁舎整備（耐震化）方針

（１）方針

現庁舎は耐震化したとしても面積は変わらないため、窓口スペースや執務スペースが充足されず、災害対策機能や町民交流機能が確保できない状況が続くことになる。

また、現庁舎の建替えや町有地に新たに庁舎を建設する場合、工事費が高額となり、庁舎整備には国の補助金や有利な財政支援措置（過疎対策事業債）が活用できないため、町の実質的な財政負担も増大することになる。

さらに、西地区の既存施設（学校）を改修する場合についても、西地区の住民の利便性の低下が懸念され、改めて住民サービスの提供の在り方を検討する必要がある、庁舎の必要面積や概算工事費、住民の利便性、住民サービスの提供の在り方などを総合的に勘案した結果、東地区の既存施設（学校）を改修し整備する方法が最も実現性の高い整備方針であると考えられる。

東地区の既存施設（学校）を改修し整備するにあたっては、令和６年８月の総合教育会議において、東地区の義務教育学校の場所を東能勢小学校とするこ

とを方針としたこと、東能勢中学校については坂道もなく高齢者を含む来庁者の負担が少ないこと、現庁舎に隣接しており、分かりやすく来庁者の利便性が損なわれることがないこと、バス停に近く、国道423号や府道茨木能勢線からのアクセスも容易であることから、東能勢中学校を利活用することとする。

(2) 課題

基本構想によると、東地区の既存施設（東能勢中学校を想定）を改修し庁舎とする場合の概算工事費は、現庁舎の解体費や設備機器の移設・更新費を含め、約14億4,300万円であり、他の整備方法と比較すると低額ではあるものの、本町の財政規模を踏まえると、相当の財政負担を伴うものとなっており、特に、庁舎整備には、国の補助金や有利な財政支援措置（過疎対策事業債）が活用できず、町の実質的な負担が大きくなることから、できる限り財政負担の低減に努める必要がある。

また、東能勢中学校においては、これまで、令和8年4月の義務教育学校の開校に向け、トイレや床の改修、空調や手すりの設置など、施設整備が進められてきたところであり、今後、東能勢中学校を庁舎として利活用する際には、これまでに改修された施設を有効に活用し、可能なかぎり工事費の低減を図ることが求められる。

さらに、基本構想では、東地区の既存施設（学校）を改修する場合、1期棟・2期棟とともに3期棟も解体することとされているが、3期棟については、新耐震基準により設計、建築され、耐震性を有しており、また、解体には相当の費用を伴うことから、町の厳しい財政状況に鑑み、学校施設との一体的な利活用など、その有効活用について併せて検討することも必要である。

(補記)

今回、町として、東地区の既存施設（学校）を改修し整備することを方針としたが、庁舎整備方法の検討にあたっての基本的な考え方に示すとおり、方針は、これまで東西それぞれの地区で提供してきた住民サービスを維持することを前提に取りまとめたものである。

特に、西地区においては、これまで住民票の発行や健康保険等に関する手続きをはじめ、福祉相談や子育て支援、高齢者福祉等のサービスの提供に努めるなど、住民の利便性の向上に努めてきたところであり、今後も住民の利便性が損なわれることのないよう、これまでどおり、提供しているサービスは維持するものとしている。

なお、方針に関して、地域の人口分布を基に検討すべきであるとする意見もあるが、町としては、本庁の移転を前提としたものではなく、あくまで、厳しい財政状況の中、喫緊の課題である庁舎の耐震化を図るとともに、庁舎に求められる機能を充足させるため、庁舎の規模や概算工事費、住民の利便性や住民サービス

の在り方などを総合的に勘案し取りまとめたものを方針としたものである。

庁舎の耐震化に関しては、これまでからその必要性を指摘されてきたところであるが、今後、南海トラフ巨大地震や有馬高槻断層帯地震などの大規模地震の発生が予想される状況において、早急に対応が求められる重要課題となっており、特に、南海トラフ巨大地震に関しては、今後30年以内に発生する確率が80%程度と評価され、昨年8月には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されるなど、いつ起きてもおかしくない切迫性の高い状況にあるため、早期に耐震化を図るうえにおいても、東地区の既存施設（学校）を改修し整備する方法が最も実現性の高いものであると考える。

○ 総務省基準の試算

総務省が示した地方債同意等基準運用要綱において、庁舎建設事業費の標準的な事務費の試算方法が示されており、職員数等から述べ床面積を試算し、面積単価を用いて、起債の上限額を説定するもの。面積計算の中に、防災機能、福利厚生機能、交流機能は含まれていない。

○ 平成22年度地方債同意等基準運用要綱に基づく試算面積（職員数は令和6年8月現在の職員数を基に設定）

内 訳	区 分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	起債対象面積
事務室	特別職	3	12	36	4.5㎡/人	162.0
	部長級	8	2.5	20	4.5㎡/人	90.0
	課長級	16	2.5	40	4.5㎡/人	180.0
	課長補佐級	15	1.8	27	4.5㎡/人	121.5
	一般職（技術）	9	1.7	15	4.5㎡/人	68.9
	一般職	69	1	69	4.5㎡/人	310.5
		120	—	207	—	932.9
倉庫	事務室面積①×13%			932.9	13%	121.3
会議室等（注１）	常勤職員数×7.0㎡/人			120	7.0㎡/人	840.0
玄関室等（注２）	各室面積（①＋②＋③）×40%			1,894.1	40%	757.6
議会関係（注３）	議員定数（12人）×35.0㎡/人			12	35.0㎡/人	420.0
合 計（①～⑤の計）						3,071.8

（注1）会議室等：会議室、電話交換室、トイレ・洗面所、その他諸室

（注2）玄関室等：玄関、広間、廊下、階段その他通行部分

（注3）議会関係：議場、委員会室、議員控え室

※固有面積

内 訳	内 容	面 積
災害対策関係	災害対策室	350.0
町民交流関係	行政情報コーナー、交流スペース等	150.0
業務支援関係	相談室、サーバ室、印刷製本室等	300.0
福利厚生関係	更衣室、休憩室、食堂等	100.0
計		900.0

○ 国土交通省基準の試算

国土交通省が官庁施設の営繕計画を実施するための基準として策定したもので、職員数等から延べ床面積を試算するもの。国と町では職位の名称が同じであっても必要とする面積が異なるほか、面積計算の中に議会機能、防災機能、福利厚生機能、交流機能は含まれてない。

○ 新営一般庁舎面積算定基準に基づく試算面積（職員数は令和6年8月現在の職員数を基に設定）

内 訳	区 分	職員数	換算率	換算職員数	基準面積	起債対象面積
事務室 ※引用：地方小官署（署、所）県単位以下	特別職	3	10	30	4.0㎡/人	120.0
	部長級	8	2.5	20	4.0㎡/人	80.0
	課長級	16	2.5	40	4.0㎡/人	160.0
	課長補佐級	15	1.8	27	4.0㎡/人	108.0
	一般職（技術）	9	1.7	15	4.0㎡/人	61.2
	一般職	69	1	69	4.0㎡/人	276.0
		120	—	201	—	805.2
	事務室面積割増 ①×10%					885.7
会議室	職員100人あたり40㎡、以降10人増すごとに4㎡増加（基準×10%）					52.8
電話交換室	換算職員が120人～240人未満の場合 36㎡					36.0
倉庫	事務室面積①×13%					104.7
宿直室	1人まで10㎡、1人増すごとに3.3㎡					10.0
庁務員室	1人まで10㎡、1人増すごとに1.65㎡					10.0
湯沸室	6.5㎡～13㎡を標準					13.0
受付	1.65㎡×人数/3を標準 6.5㎡を最小					6.5
トイレ・洗面所	全職員数100人～150人の場合、46㎡					46.0
医務室	全職員数100人～150人の場合、45㎡					45.0
食堂	全職員数100人～150人の場合、54㎡					54.0
機械室	有効面積500㎡～1000㎡の場合 232㎡（冷暖房・一般庁舎）					232.0
電気室	有効面積500㎡～1000㎡の場合 45㎡（冷暖房・高圧受電）					45.0
※議会関係	議員定数（12人）×35.0㎡/人					420.0
玄関・廊下・階段等	上記面積の合計の40%					752.1
合 計						2,712.8

※議会関係は、総務省基準を引用

※印刷製本室、休憩室、更衣室、その他の室が必要な場合は、実情に応じて面積を算定し、加算する。

※固有面積

内 訳	内 容	面 積
災害対策関係	災害対策室	350.0
町民交流関係	行政情報コーナー、交流スペース等	150.0
業務支援関係	相談室、サーバ室、印刷製本室等	300.0
福利厚生関係	更衣室、休憩室等	100.0
計		900.0

庁舎整備に係る概算工事費

	内 訳	概算工事費 (千円)
現庁舎の耐震補強	1 期棟・2 期棟耐震補強改修	425,000
	3 期棟改修	320,000
	仮設庁舎（移設費含む）1・2期棟対象	234,000
	設備機器移設・更新	30,000
	計	1,009,000
現庁舎の建替え	1 期棟・2 期棟等解体	62,000
	3 期棟改修	320,000
	庁舎増築	1,140,000
	仮設庁舎（移設費含む）1・2・3期棟対象	477,000
	設備機器移設・更新	30,000
	計	2,029,000
東地区の既存施設 （学校）の改修	1 期棟・2 期棟・3 期棟等解体	124,000
	学校施設改修等	1,103,000
	設備機器移設・更新	216,000
	計	1,443,000
西地区の既存施設 （学校）の改修	1 期棟・2 期棟等解体	62,000
	3 期棟改修（証明書等自動交付サービス）	138,000
	学校施設改修等	1,285,000
	設備機器移設・更新	216,000
	計	1,701,000
東地区の町有地 に新設	1 期棟・2 期棟・3 期棟等解体	124,000
	庁舎新設	1,755,000
	設備機器移設・更新	216,000
	計	2,095,000
西地区の町有地 に新設	1 期棟・2 期棟等解体	61,000
	3 期棟改修（証明書等自動交付サービス）	138,000
	庁舎新設	2,070,000
	設備機器移設・更新	216,000
	計	2,485,000

注）概算工事費は平成30年3月に基本構想を策定した当時に算定されたもので、その後の労務費や建設資材費の高騰等による影響を反映したものではない。